

中国最新法令〈速報〉

※月 2 回発行

2021 年 1 月 15 日号 (No.344)

I. 全人代レベル

II. 国務院レベル

III. 中央行政部門レベル

1. 「外商投資安全審査規則」
2. 「外商投資奨励産業目録 (2020 年版)」
3. 「市場参入ネガティブリスト (2020 年版)」
4. 「インターネット保険業務監督管理規則」

IV. 司法解釈

1. 「食品安全民事紛争事件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈 (一)」

VI. その他 (意見募集稿等)

森・濱田松本法律事務所

中国プラクティスグループ

<https://www.mhmjapan.com/>

弁護士 石本 茂彦

☎ 03-5223-7736

弁護士 江口 拓哉

☎ 06-6377-9402

弁護士 小野寺 良文

☎ 03-5223-7769

弁護士 康 石

☎ 03-5223-7796

弁護士 森 規光

☎ 03-6266-8748

I. 全人代レベル

該当なし

II. 国務院レベル

該当なし

III. 中央行政部門レベル

1. 「外商投資安全審査規則」

(原文「外商投資安全審査办法」)

国家発展改革委員会・商務部令第 37 号

国家発展改革委員会・商務部 2020 年 12 月 19 日公布、2021 年 1 月 18 日施行

国家発展改革委員会及び商務部は、2020 年 12 月 19 日に「外商投資安全審査規則」(以下「本規則」という。)を公布した。

本規則は、「外商投資法」¹35 条に基づき、既存の外商投資安全審査に関する規則²を踏まえて、外商投資安全審査制度を具体化したものである。本規則の主な内容は、

¹ 「外商投資法」(主席令第 26 号、全国人民代表大会 2019 年 3 月 15 日公布、2020 年 1 月 1 日施行)。[本ニュースレターNo.298 \(2019 年 3 月 18 日発行\)](#) をご参照ください。

² 現行の外商投資安全審査制度には「外国投資家による国内企業の買収に係る安全審査制度を確立することに関する国務院弁公庁の通知 (2011 年 2 月 3 日公布、2011 年 3 月 3 日施行)」、「商務部が外国投資家による境内企業の買収に係る安全審査制度を実施することに係る規定 (2011 年 8 月 25 日公布、2011 年 9 月 1 日施行)」、「自由貿易試験区外国投資家投資国家安全審査試行弁法の印刷・発布に関する国務院弁公庁の通知 (2015 年 4 月 8 日公布、2015 年 5 月 8 日施行)」がある。本規則により、上記の各規則が廃止されるとは規定されておらず、また本規則に関する当局の記者会見においても本規則と上記各規則との関係については言及されていない。

中国最新法令〈速報〉

以下のとおりである。

(1) 外商投資の種類

本規則にいう外商投資は、外国投資者が直接的又は間接的に中華人民共和国国内（以下「国内」という）において行う投資活動をいい、①外国投資者が単独で又は他の投資者と共同で、国内において新規プロジェクトに投資し、又は企業を設立すること、②外国投資者が合併・買収を通じて国内企業の持分又は資産を取得すること、及び③外国投資者がその他の方法を通じて国内において投資すること、が含まれるとされている（2条）³。これは、外商投資法に定める外商投資の定義（外商投資法2条2項）を基本的に踏襲している。

(2) 外商投資安全審査の管理機構

本規則により、新たな管理機構として外商投資安全審査業務機構（原文：外商投資安全審査機制）が設立される。外商投資安全審査業務機構弁公室（以下「業務機構弁公室」という。）は、国家発展改革委員会内に設置され、国家発展改革委員会、商務部が主導し、外商投資安全審査に係る日常的な業務を担当する（3条）。

(3) 外商投資安全審査の範囲

本規則は、外国投資者又は国内の関連当事者（以下「当事者」と総称する。）が、投資を実施するにあたり業務機構弁公室に対して自発的に申告しなければならない外商投資の範囲について定めている（4条1項）。具体的には、①軍需産業、軍需産業関連等の国防安全にかかわる分野に投資する場合、又は軍事施設若しくは軍需産業施設の周辺地域において投資する場合、又は②国の安全にかかわる重要農産品、重要エネルギー及び資源、重大設備製造、重要インフラ施設、重要運輸サービス、重要文化製品若しくはサービス、重要情報技術若しくはインターネット製品若しくはサービス、重要金融サービス、キーテクノロジー又はその他の重要分野⁴に投資し、かつ投資先企業の実質的支配権を取得する場合がこれに該当する。なお、投資先企業の実質的支配権の取得とは、(i)外国投資者が企業の50%以上の持分を保有する場合、(ii)外国投資者が保有する企業の持分が50%未満であるが、その保有する議決権が董事会、株主会又は株主総会の決議に重大な影響を与えることができるようになる場合、又は(iii)外国投資者が企業の経営上の決定、人事、財務、技術等に重大な影響を与えることが可能になるその他の場合を指している（4条2項）。また、上記の範囲内の外商投資について、業務機構弁公室は、当事者に対し、申告をするよう求め

³ 外国投資者が証券取引所又は国务院の承認したその他の証券取引所を通じて国内企業の株式を購入し、国の安全に影響を及ぼし、又は影響を及ぼすおそれがある場合において、それに本規則を適用するための具体的規則は、国务院証券監督管理機構が業務機構弁公室と共に制定する（22条）。外商投資安全審査業務機構弁公室による記者会見によれば、当該具体的規則は現在制定中である。

⁴ 適用業種について、現行の外商投資安全審査制度（「自由貿易試験区外国投資家投資国家安全審査試行弁法の印刷・発布に関する国务院弁公庁の通知」と比較して、本規則は、「重要インターネット製品及びサービス」及び「重要金融サービス」を追加したが、具体的な範囲は未だ明確にされていない。

中国最新法令〈速報〉

る権利を有するとされている（4条3項）。

（4）安全審査の流れ

a. 申告

当事者は、業務機構弁公室に外商投資を申告する場合には、外国投資者の名称、住所、経営範囲、投資の基本状況及び業務機構弁公室が定めるその他の事項を記載した申告書、投資案、外商投資が国の安全に影響を及ぼすか否かについての説明資料等を提出しなければならない（6条）。

b. 安全審査の要否の決定

業務機構弁公室は、当事者から提出された資料を受け取った日、又は省、自治区、直轄市の人民政府の関連部門から転送された資料を受け取った日から 15 業務日以内に、申告された外商投資について安全審査を行う必要があるか否かについての決定を下し、かつ書面により当事者に通知しなければならない。業務機構弁公室が安全審査を行う必要がない旨の決定を下した場合には、当事者は、投資を実施することができる（7条）。

c. 一般審査

外商投資安全審査は、一般審査と特別審査に分かれている。業務機構弁公室は、申告された外商投資について安全審査を行うことを決定した場合には、決定の日から 30 業務日以内に一般審査を完了しなければならない。業務機構弁公室は、一般審査の結果、申告された外商投資が国の安全に影響を及ぼさないと判断した場合には、安全審査合格の決定を下さなければならない。反対に、国の安全に影響を及ぼし、又は影響を及ぼすおそれがあると判断した場合には、特別審査開始の決定を下さなければならない。（8条）。

d. 特別審査

特別審査は、特殊な事情がある場合には、審査期間を延長することができるものであるものの、原則として、開始の日から 60 業務日以内に完了しなければならない。

業務機構弁公室は、①申告された外商投資が国の安全に影響を及ぼさない場合には、安全審査合格の決定を下す。一方で、②申告された外商投資が国の安全に影響を及ぼす場合には、投資禁止の決定を下す。ただし、③条件を付加することにより国の安全に対する影響を取り除くことができ、かつ当事者が付加条件の受入を書面により約束した場合には、条件付での安全審査合格の決定を下すことができ、かつ決定において付加条件を明記するとされている（9条）。

e. 審査結果

業務機構弁公室が下した審査に関する決定は、書面により当事者に通知しなければならない。業務機構弁公室が申告された外商投資について安全審査合格の決定を下した場合には、当事者は、投資を実施することができる。投資禁止の決定を下した場合には、当事者は、投資を実施してはならず、既に実施している場合には、期限ま

中国最新法令〈速報〉

でに持分又は資産を処分し、及びその他の必要な措置を講じて、投資実施前の状態に戻し、国の安全に対する影響を取り除かなければならない。条件付での安全審査合格の決定を下した場合には、当事者は、付加された条件に従い投資を実施しなければならない（12条）。

なお、業務機構弁公室が、申告された外商投資に対して安全審査を実施している期間中は、当事者は、投資を実施してはならないが、当事者は、当該期間中に、投資案を修正し、又は投資を撤回することができる。当事者が投資案を修正した場合には、審査期間は、業務機構弁公室が修正後の投資案を受け取った日から改めて計算する。当事者が投資を撤回した場合には、業務機構弁公室は、審査を終了する（11条）。

（5）業務機構弁公室による命令

本規則は、当事者が、申告せずに投資を実施した場合、業務機構弁公室に虚偽資料を提供し又は情報を隠蔽して安全審査合格を詐取したうえで投資を実施した場合、及び付加条件に従わずに投資を実施した場合に、業務機構弁公室が、当事者に対して、期限までに持分又は資産を処分する等の必要な措置を講じて、投資実施前の状態に戻し、国の安全に対する影響を取り除くようにする等の命令をすることが定められている（16条～19条）。

（全 23 条）

2. 「外商投資奨励産業目録（2020 年版）」

（原文「鼓励外商投资产业目录（2020 年版）」）

国家发展改革委员会、商務部令第 38 号、国家发展改革委员会、商務部 2020 年 12 月 27 日公布、2021 年 1 月 27 日施行

2020 年 12 月 27 日公布の「外商投資奨励産業目録」（2020 年版）（以下「2020 年版目録」という。）は、「外商投資奨励産業目録」（2019 年版）（以下「2019 年版目録」という。）⁵をさらに改正するものであり、一回の意見募集⁶を経たものである。2019 年版目録は廃止される。

2020 年版目録の総項目数は 1,235 項目であり、2019 年目録に比して約 1 割増加した。2019 年版目録と同様、全国外商投資奨励産業目録と中西部地区外商投資優位産業目録の 2 つの目録によって構成される。今回の改正により、全国・中西部地区それぞれの目録の項目数は、2019 年版的 415 項目・693 項目のうち、それぞれ 51 項目・37 項目が修正され、65 項目・62 項目が追加された結果、それぞれ計 480 項目・755 項目となった。

⁵ [本ニュースレターNo.306（2019 年 7 月 12 日発行）](#) 参照。

⁶ [本ニュースレターNo.334（2020 年 8 月 24 日発行）](#) 参照。

中国最新法令〈速報〉

以下では、特に注目される内容に絞って紹介する。

(1) 全国外商投資奨励産業目録について

全国外商投資奨励産業目録は、依然として製造業に関する分野（原材料、部品及び最終製品等）がメインとなっているが、サービス業と製造業の融合発展を促進する項目（研究開発・設計、情報サービス、ビジネスサービス及び現代物流等）が今回改正の重要事項となる。例えば以下の項目が新たに追加され又は修正された。

- ① 新材料：高純度電子グレードフッ化水素酸、フッ化水素、特殊ガラス繊維、偏光子のベースフィルム、拡散フィルム、マスクプレート、ポリエチレンポリアミン、高性能繊維等に関する項目
- ② 最終製品：集積回路検査設備、L3/L4/L5 自動運転に関するハードディスク、レーザープロジェクション設備、超高精細度テレビ、人工呼吸器、ECMO、人工知能補助医療設備等に関する項目
- ③ 研究開発設計：5G モバイル通信技術の研究開発、ブロックチェーン技術の研究開発、污水处理施設の設計等に関する項目
- ④ 情報サービス：オンライン教育、オンライン医療、オンラインオフィス等の項目
- ⑤ ビジネスサービス：ハイエンド装置のメンテナンス、デジタル生産ラインの改良及び統合等の項目
- ⑥ 現代物流：越境電子商取引小売及びサプライチェーン会社、コミュニティ型チェーン配送等に関する項目

(2) 中西部地区外商投資優位産業目録について

中西部地区外商投資優位産業目録は、関連する省（区、市）の意見に基づき、適宜項目が追加され、地域的な開放型経済発展及び外向型産業クラスターを後押しする。各省・直轄市で追加された項目は下表のとおりである。

省・直轄市	追加項目
黒龍江、雲南等	農産物の加工（雲南）、観光開発等に関する項目
河南、陝西、広西等	医療機器（河南）、防疫防護用品、原薬の生産（広西）等に関する項目
湖北、四川、重慶等	半導体材料（湖北）、グラフェン（湖北と四川）、工業用セラミック（重慶）等に関する項目
遼寧、安徽、湖南等	職業教育機関に関する項目
海南	商業貿易、水運、金融、観光等に関する項目

(3) 外商投資奨励産業目録とネガティブリストとの重複項目

下表は、外商投資奨励産業目録に該当すると同時に全国 2020 年度版ネガティブリストにも該当する項目である。下表の項目に該当する産業に従事する外商投資企業は、奨励類の優遇措置（(4) ご参照）を受けられる一方で、投資にあたってはネガティブリスト上の要求を満たさなければならない。今回の改正によって、このよう

中国最新法令〈速報〉

な重複する項目は、全国 2019 年度版ネガティブリストの 6 項目から 5 項目⁷に削減されている。

外商投資奨励産業目録とネガティブリストで重複する項目		
No.	外商投資奨励産業目録	ネガティブリスト
1	382. 原子力発電所の建設、運営	10. 原子力発電所の建設、運営は中国側の持分支配としなければならない。
2	404. 公共航空輸送会社	13. 公共航空輸送会社は中国側の持分支配としなければならない、かつ一外国企業及びその関連企業の投資比率は 25%を超えてはならず、法定代表者には中国籍の公民が就任しなければならない。
3	405. 農業、林業、漁業のジェネラルアビエーション	13. ジェネラルアビエーションの法定代表者には中国籍の公民が就任しなければならない、そのうち農業、林業、漁業のジェネラルアビエーションは合併に限定し、その他のジェネラルアビエーションは中国側の持分支配に限定する。
4	403. 民間飛行場の建設、運営（航空交通管制を含まない）	14. 民間用飛行場の建設、運営は中国側の相対的持分支配としなければならない。
5	475. 医療機関	26. 医療機関は合併に限定する。

（出典：当事務所作成）

（4）奨励政策の維持

奨励産業目録に該当する産業に従事する外商投資企業に適用される優遇措置は、以下のとおり、現在と変わらない。

- ① 奨励類に属する外商投資プロジェクトにおいて、投資総額の範囲内で輸入した自社用設備のうち所定の設備について関税の免除措置を受けることができる⁸。
- ② 関連法令に規定された条件を満たす西部地域の優位産業に従事する外商投資企業は、15%の軽減税率で企業所得税を納税できる⁹。
- ③ 土地を集約使用する奨励類の外商投資工業プロジェクトに対しては土地が優先的に供給され、土地払下最低標準価格を確定する際、所在地の土地等級に対応する全国工業用地払下最低価格基準の 70%を下回らない基準によることができる¹⁰。

⁷ 2019 年版目録の中西部地区の目録に記載のある「都市給排水管網の建設、運営」の項目は、全国 2019 年度版ネガティブリストの項目と重複していたが、全国 2020 年度版ネガティブリストでは削除された。詳細は、[本ニュースレターNo.306（2019 年 7 月 12 日発行）](#) 参照。

⁸ 「設備輸入税収調整に関する通知」（国発 1997（37 号））1 条。

⁹ 「西部大開発戦略を深く掘り下げて実施する際の企業所得税に係る問題に関する公告」（税務総局公告 2012 年 12 号）1 条。

¹⁰ 「対外開放の拡大及び外資の積極利用における若干の措置に関する通知」（国発[2017]5 号）3 条 17 項。

中国最新法令〈速報〉

3. 「市場参入ネガティブリスト（2020 年版）」

（原文「市場准入负面清单（2020 年版）」）

発改体改規〔2020〕1880 号

国家発展改革委員会、商務部 2020 年 12 月 10 日公布、2020 年 12 月 10 日施行

国家発展改革委員会及び商務部は、2020 年 12 月 10 日、「市場参入ネガティブリスト（2020 年版）」（以下「本ネガティブリスト」という。）を公布した。本ネガティブリストは、2019 年 10 月 24 日に公布した「市場参入ネガティブリスト（2019 年版）」¹¹（以下「2019 年ネガティブリスト」という。）を改正するものである。

（1）本ネガティブリストの位置付け

市場参入ネガティブリスト制度とは、中国国内における投資経営の参入を禁止又は制限する業種、分野及び業務等をリスト方式で列挙し、これに基づいて各級政府が市場主体の参入に対して相応の管理措置を講じる一連の仕組みをいう。

市場参入ネガティブリストには、参入禁止項目及び参入許可項目が列挙されている。市場主体は、参入禁止項目に列挙された業種等に参入することはできない。また、参入許可項目については、関連する資格や技術標準等が規定されており、市場主体は、行政機関の許可決定を経て、又は政府所定の参入条件・参入方式に従って参入することができる。

なお、市場参入ネガティブリストには、産業構造調整指導目録や、政府が審査確認を行う投資プロジェクト目録が組み入れられており、地方政府がより詳細な定めを置いている場合は当該定めに従うことになる（4 条）。

市場参入ネガティブリストは、内資・外資に共通して適用され、同リストに記載されていない業種、分野、業務等については、内資・外資を問わず法に基づき平等に参入できるとされている（1 条）。ただし、外資の市場主体については、別途外資にのみ適用される「外商投資参入特別管理措置（外資ネガティブリスト）」及び「自由貿易試験区外商投資参入特別管理措置」（自貿区ネガティブリスト）も確認する必要がある。

（2）2019 年ネガティブリストからの主な変更点

本ネガティブリストには、参入禁止項目 5 項目、参入許可項目 118 項目の計 123 項目が列挙され、2019 年ネガティブリストと比べると全体として 8 項目減少した。また、一部の項目については、その具体的な事項が調整された。主として以下の事項については、2019 年ネガティブリストにおいて参入するために一定の制限が課されていたが、本ネガティブリストより削除されたため、自由な参入が可能となった。

¹¹ [本ニュースレターNo.316（2019 年 12 月 13 日発行）](#) をご参照ください。

中国最新法令〈速報〉

・ 森林資源資産評価プロジェクトの審査確認
・ 鉱業権評価機構の資質の認定
・ 炭素排出権取引照合審査機構の資格の認定
・ 輸出入商品検査鑑定業務の検査に関する許可
・ 通関企業の登録登記の許可
・ 証券会社の董事、監事、高級管理職の就任資格の審査確認

(全 123 項目)

4. 「インターネット保険業務監督管理規則」

(原文「互联网保险业务监管办法」)

中国銀行保険監督管理委員会令 2020 年 13 号

中国銀行保険監督管理委員会 2020 年 12 月 7 日公布、2021 年 2 月 1 日施行

中国銀行保険監督管理委員会は、2020 年 12 月 7 日、「インターネット保険業務監督管理規則」（以下「本規則」という。）を公布した。

これまで、インターネットを利用した保険業務については、「インターネット保険業務監督管理暫定規則」¹²（中国保険監督管理委員会 2015 年 7 月 22 日公布、2015 年 10 月 1 日施行、以下は「暫定規則」という。）が存在していた。このたび、保険分野におけるインターネットを利用したサービスの提供の拡充などの社会の発展に応じて、インターネットを利用した保険業務をより規範化することを目的として本規則が制定された¹³と説明されている。

本規則は、2021 年 2 月 1 日より施行され、本規則の施行と共に、暫定規則は廃止される（82 条）。

本規則の主な内容は、以下のとおりである。

(1) 定義及び業務主体

インターネット保険業務の定義につき、本規則は、保険会社等の保険機構による、「インターネットを利用して、保険契約を締結し、保険サービスを提供する保険経営活動」（2 条）とする。暫定規則ではモバイル通信手段を利用する場合が含まれていたが、この部分は削除され、インターネットを利用した保険業務がインターネット保険業務に該当するようになった。

インターネット及びセルフサービス端末を利用して保険商品を販売し又は保険斡旋サービスを提供すること、消費者が保険機構の自営ネットワークプラットフォーム¹⁴の販売ページを通じて商品情報を理解できること及び消費者が自ら（必要情報を

¹² 本ニュースレターNo.206（2015 年 8 月 14 日発行）参照。

¹³ 中国銀行保険監督管理委員会、「インターネット保険業務監督管理規則」記者会見。

¹⁴ 自営ネットワークプラットフォームは、保険機構がインターネット保険業務に従事するため、法により設立して、独立で運営する、完全なデータ権限を享有するネットワークプラットフォームで

中国最新法令〈速報〉

入力するなどすることにより）保険に加入できることという 3 つの要件を満たす場合、インターネット保険業務として本規則が適用される（5 条）。

インターネット保険業務を行うことができる主体につき、本規則は、暫定規則の規定を継承して、保険会社¹⁵及び保険仲介機構¹⁶（2 条 2 項）を含む保険機構とする。加えて、本規則は、新たに銀行類保険兼業代理機構¹⁷及び保険代理業務取扱許可を取得しているインターネット企業が保険仲介機構の保険代理人としてインターネット保険業務を行うことができる（2 条 2 項）とした¹⁸。

（2）監督管理

インターネット保険業務においてはオンラインの営業とオフラインの営業が混在することがある（例えば、オフラインで勧誘をし、オンラインで契約を締結する等）ことから、オンラインの監督管理規則とオフラインの監督管理規則の連携につき、原則として、オンラインの営業活動にはオンライン監督規則が、オフラインの営業活動にはオフライン監督規則がそれぞれ適用されるものの、明確に区別することができない場合にはオンライン及びオフライン監督規則が同時に適用され、規則間で不一致がある場合には消費者により有利な監督規則が適用されるとされている（5 条 2 項）。

本規則はインターネット保険業務を行う保険機構及びその自営ネットワークプラットフォームが備えるべき条件を明記する¹⁹（7 条）。

また、保険の販売につき、本規則は、インターネット保険業務を行う保険機構が公式サイト、自営ネットワークプラットフォーム、インターネット保険商品販売ページにおいて開示すべき情報をそれぞれ明確に規定し（11 条～14 条）、その他、保険機構及びその従業員によるインターネット保険営業宣伝行為に関する管理制度の確立と強化（15 条）やオンライン引受査定、アフターサービスを含む全フローサービス体系の健全化（24 条～32 条）等を規定している。

インターネット保険業務の運営につき、本規則は、手続全体について、主な業務過程の記録と保存を保険機構に要求する、「全過程遡及可能」（原文：全流程可回溯）の原則を定めている²⁰（33 条）。

ある（2 条 3 項）。

¹⁵ 保険組織及びインターネット保険会社をいう（2 条 2 項）。

¹⁶ 保険代理人（保険専業代理機構、銀行類保険兼業代理機構、保険代理業務許可を得たインターネット会社を含み、個人保険代理人を含まない）、保険仲介人、保険損害査定人をいう（2 条 2 項）。

¹⁷ 自身の業務と保険業務の関連利便性を利用して、法により保険代理業務を兼営する銀行をいう（「保険代理人監督管理規則」（中国銀行保険監督管理委員会、2020 年 11 月 12 日公布、2021 年 2 月 1 日施行）2 条 3 項）。

¹⁸ 銀行類保険兼業代理機構がインターネット保険商品を販売する際は、電子銀行業務プラットフォームでの販売、銀行保険監督管理委員会による電子銀行業務の経営区域に関する監督管理規定への遵守、機構又は個人への委託の禁止等の条件を満たさなければならないとされ（64 条）、また、インターネット企業が保険業務を代理する場合は、強いコンプライアンス管理能力、消費者権益保護制度、業務体制等を備えなければならないとされている（66 条）。

¹⁹ 例えば、サーバー接続地が中国国内にあること、主管部門が要求した届出手続を行い関連の条件を満たしていること、ネットワーク安全制度を備えていること等が規定されている（10 条）。

²⁰ 具体的な内容は「インターネット保険販売行為遡及可能管理の規範化に関する通知」（銀行保険監督管理委員会 2020 年 6 月 22 日公布、2020 年 10 月 1 日施行）において定められている。同通知 1

中国最新法令〈速報〉

(3) その他

インターネット保険業務に関する苦情申立又は告発は、申立人又は告発者の通常の居住地における銀行保険監督管理局が処理するとされている（72条）。

（全 83 条）

IV. 司法解釈

1. 「食品安全民事紛争事件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈（一）」

（原文「关于审理食品安全民事纠纷案件适用法律若干问题的解释（一）」）

最高人民法院 法释〔2020〕14号

最高人民法院 2020 年 12 月 8 日公布、2021 年 1 月 1 日施行

「食品安全民事紛争事件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈（一）」（以下「本解釈」という。）は、食品の安全性に関する問題が生じていることに鑑み、食品の安全性に関する民事紛争を正しく審理し、公衆の身体・健康と生命の安全を保障するため、関連する法律²¹に基づき制定された。本解釈の主な内容は、以下のとおりである。

(1) 第一義的責任制

本解釈 1 条は、食品安全法 148 条 1 項²²が規定する「第一義的責任制」（食品の取扱者又は生産者はいずれも第一義的な損害賠償責任を負い、他方に責任転嫁できないこと）を具体化した。すなわち、消費者が食品安全標準に合致しない食品により損害を被り、生産者又は取扱者に対しその損害の賠償を求めた場合に、被告となった生産者又は取扱者が、他の一方（取扱者又は生産者）に損害賠償責任が帰属することを理由に自己は免責される旨の主張をしたとしても、人民法院はこれを支持しないこととした（本解釈 1 条前文）。このほか、取扱者又は生産者のいずれかが損害を賠償した場合は他方（生産者又は取扱者）に求償できる旨も改めて確認している（本解釈 1 条後段）。

条によれば、「遡及可能」とは保険機構が販売ページを管理し、販売過程を記録すること等によって、自営ネットワークプラットフォームにおける保険商品の販売行為を記録・保存し、事後的な検証を可能にすることをいうとされている。

²¹ 本解釈前文においては、民法、食品安全法、消費者権益保護法及び民事訴訟法に言及がある。

²² 「消費者が食品安全標準に合致しない食品により損害を被った場合は、取扱者に対し損害賠償を求めることができ、生産者に対しても損害賠償を求めることができる。消費者の賠償請求を受けた生産者及び取扱者は、第一義的責任制を実行し、まず賠償を行わなければならない。責任を転嫁してはならない。生産者の責任に属する場合は、取扱者は賠償した後に生産者に対して求償する権利を有する。取扱者の責任に属する場合は、生産者は賠償した後に取扱者に対して求償する権利を有する。」

中国最新法令〈速報〉

(2) 電子商取引プラットフォーム事業者の責任

電子商取引プラットフォーム事業者は、以下の食品が食品安全標準に合致しない場合、取扱者としての責任を負う（本解釈 2 条）。単にプラットフォームを提供するにとどまらず、自らの事業として食品を販売し又はそのような外観を有する電子商取引プラットフォーム事業者の法的責任を明確化するものである。

- ① 自らの事業であることを表示して販売した食品
- ② 自らの事業であるとは表示しないものの実際には自らの事業として販売した食品
- ③ 自らの事業として食品を販売してはいないものの、ロゴ等により消費者をして電子商取引プラットフォーム事業者が自らの事業として食品を販売していると誤解させる場合の当該食品

加えて、電子商取引プラットフォーム事業者は、プラットフォーム上の食品取扱者に関して、実名での登録若しくは販売許可証の審査を怠り、又は、食品安全法違反の報告義務若しくはオンライン取引プラットフォームサービスの提供の停止等の義務を履行せず、消費者に損害を与えた場合、食品取扱者との間で連帯責任を負わなければならない（本解釈 3 条）。

(3) 食品輸入業者等の責任

本解釈は、消費者が輸入食品が国家食品安全標準等に合致せず食品安全法 148 条に基づき販売者及び輸入業者等に対して損害賠償責任を求める場合、販売者及び輸入業者等が、輸入食品が輸出地の安全標準に合致し、又は中国の出入国検査検疫機構の検査に合格したことを理由として免責されると抗弁したとしても、これが否定される点を明らかにした（本解釈 12 条）。

(4) 懲罰的賠償責任

食品安全法は、食品安全標準を満たさない食品を生産した生産者及び食品安全標準に合致しない食品であることを明らかに知りながら取り扱った取扱者の懲罰的賠償責任を定めている（148 条 2 項²³）。本解釈は、消費者の立証の負担を軽減し、懲罰的損害賠償制度の機能を高める観点から、「明らかに知りながら」の要件に該当する状況を以下のとおり列挙している（本解釈 6 条）。

- ① 品質保持期限が切れた食品を販売した場合
- ② 販売した食品の合法的な仕入先を示せない場合
- ③ 合理的な理由なく明らかに不合理な低価格で仕入れた場合
- ④ 法に基づく仕入検査義務を履行しない場合

²³ 「食品安全標準に合致しない食品を生産し、又は食品安全標準に合致しない食品であることを明らかに知りながらこれを扱った場合、消費者は損害賠償を請求するほか、さらに生産者又は取扱者に対し製品の価値に相当する金額の 10 倍又は損害の 3 倍の賠償金の支払いを要求することができる。追加賠償の金額が 1,000 元に満たない場合は、1,000 元とする。ただし、食品のラベル、説明書における、食品の安全性に影響せず、かつ消費者の誤解を招くことがない瑕疵についてはこの限りでない。」

中国最新法令〈速報〉

⑤食品の生産日又はロット番号を虚偽記載し又は変更した場合

⑥食品の仕入や販売記録を移転し、隠蔽し、若しくは違法に廃棄し、又は故意に虚偽の情報を提供した場合

⑦その他明らかに知っていることを認定できる場合

また、本解釈は、消費者に人身損害が生じていないことが上記の懲罰的賠償責任の免責事由にならないことを明確にしている（本解釈 10 条）。

さらに、生産者の名称、住所、成分・配合表の記載のない包装食品又は生産日や品質保持期限が明記されていない包装食品の生産、取扱について、生産者及び取扱者が原則として懲罰的賠償責任を負う旨定められている（本解釈 11 条）。

（全 14 条）

V. 地方レベル

該当なし

VI. その他（意見募集稿等）

該当なし

セミナー情報

- セミナー 『香港拠点の活用戦略 ―撤退、縮小、あるいは？―～現地の最新事情を踏まえて～』
開催日時 2021 年 2 月 19 日（金）14:00～17:00
講師 宇賀神 崇
主催 一般社団法人企業研究会

NEWS

- **新型コロナウイルス対応 参考リンク集（随時更新）**
新型コロナウイルスの感染拡大を受け、当事務所では新型コロナウイルス対応に関するニュースレターや寄稿、官公庁等の最新公開情報のリンクを当事務所 HP にまとめております。詳細は[こちら](#)、英語版は[こちら](#)をご参照ください。
- **新型コロナウイルス感染症への対応について（2021 年 1 月 14 日更新）**
世界的な新型コロナウイルス感染症拡大を受け、当事務所では下記の対応を実施しております。

■在宅勤務について

11 都府県における緊急事態宣言の再発出を受けて、当事務所の国内オフィス（高

中国最新法令〈速報〉

松オフィスを除く）では緊急事態宣言に沿う形で在宅勤務の比率を上げ、出勤者を減らすなどの対応をとることとしております。当事務所のその他のオフィスでも出勤者を減らすなどの対応をとっております。

国内外すべての弁護士等は在宅でセキュリティが確保された形で業務を継続できる体制を整えており、今後もクライアントの皆様へのサービスを切れ目なく継続してまいります。

このような状況のため、お電話はつながらない可能性もございますので、担当者の連絡先をご存知の方は、直接電子メール等でご連絡をいただきますようお願い申し上げます。

また、郵便・FAX 等につきましては迅速に確認できない場合がございます。予めご了承いただき、お急ぎの場合には直接担当者までお問い合わせをいただきますようお願い申し上げます。

■当事務所主催のセミナーについて

当面の間、当事務所主催のセミナーに関しては、会場での開催を中止又は延期いたします。但し、ウェビナー・オンデマンド配信等によるセミナーの開催は継続してまいりますので、今後のご案内をご確認いただければ幸いです。

なお、中止又は延期となりました場合は、当該セミナーのウェブサイトにもその旨を記載するとともに、お申し込みいただいた方に順次メールにてご連絡を差し上げます。既に中止・延期が決定しているセミナーについては、下記までお問い合わせください。

■非対面会議への移行について

クライアント等の皆様との会議につきましても、引き続き当面の間、対面での会議は原則として行わず、ウェブ会議や電話会議等の非対面形式での実施することとしております。

皆様には大変ご迷惑をおかけいたしますが、何卒ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

（セミナーに関するお問合せ先）

森・濱田松本法律事務所 広報担当

E-mail: mhm_seminar@mhm-global.com

中国最新法令 < 速報 >

中国プラクティスグループ

石本茂彦、江口拓哉、小野寺良文、康石、森規光、原潔、
山口健次郎、鈴木幹太、宇賀神崇、青山慎一、富永裕貴、水本真矢、福島翔平、
岩佐勇希、真下敬太、木内遼、塩崎耕平、紫垣遼介、本嶋孔太郎、
李珉、姚珊、吉佳宜、崔俊、張超、解高潔、胡勤芳、高玉婷、柴巍、戴樂天、
吳馳、孟立惠、張雪駿、沈暘、李昕陽、向師慧

TOKYO

〒100-8222 東京都千代田区丸の内 2-6-1

丸の内パークビルディング

TEL : 03-5223-7713

FAX : 03-5223-7613

✉ tokyo-sec@mhm-global.com

SHANGHAI

上海市浦東新区陸家嘴環路 1000 号

恒生銀行大廈 6 階 200120

TEL : +86-21-6841-2500

FAX : +86-21-6841-2811

✉ shanghai@mhm-global.com

BEIJING

北京市朝陽区東三環北路 5 号

北京發展大廈 316 号室 100004

TEL : +86-10-6590-9292

FAX : +86-10-6590-9290

✉ beijing@mhm-global.com

(当事務所に関するお問い合わせ)

森・濱田松本法律事務所 広報担当

mhm_info@mhm-global.com

03-6212-8330

www.mhmjapan.com